

令和7年6月9日

四国中央市長 大西 賢治 様

四国中央市下水道事業経営審議会
会 長 藪谷 智規

下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年7月24日付け四下第65号で諮問のありました下水道使用料のあり方について、慎重な審議を経て当審議会の意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1. はじめに

下水道事業は、汚水を排除することで、生活環境を改善するほか、雨水による浸水の防除、河川などの公共用水域の水質の保全など、快適な市民生活のために重要な役割を担っている。

昭和54年8月から供用開始した四国中央市公共下水道事業は、平成30年度に公営企業会計に移行し、令和3年3月に中長期的な経営の基本計画である「四国中央市公共下水道事業経営戦略」を策定し、令和6年3月に改定している。

それによると、人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少により、下水道使用料収入は減少していく見込みである一方、施設の老朽化対策費及び維持管理費の大幅な増加が見込まれる。

加えて、下水道使用料は平成22年度から今日まで消費税率の変更を除き、使用料改定は行っておらず、令和5年度末の使用料単価は140.92円/m³で、国が求める150円/m³を下回っている。また、下水道使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した経費回収率は、令和5年度末は92.12%であり、汚水処理に必要な経費を使用料で賄えておらず、市からの基準外繰入金に依存していることが課題となっており、より一層の効率的かつ円滑な経営が求められている。

2. 答申事項

(1) 下水道使用料のあり方

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制が原則である。持続可能な下水道事業の経営を実現するには、将来の更新投資等を含めた安定的な財源の確保が必要である。そのためには、水洗化率の向上や、経費削減の取り組みを継続するとともに、適切な使用料の徴収が不可欠であり、下水道使用料の改定はやむを得ないものと判断した。

(2) 使用料算定期間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる。算定する期間が余りに長期にわたることは、予測の確実性を失うことになるため、使用料の算定期間は一般的に3年から5年程度に設定することが適当であるとされている。

さらに、国の考え方では、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を実施するとされ、経営戦略においても、5年毎に使用料改定の検討をするものとして財政計画を策定していることから、令和7年度から令和11年度の5年間を新たな使用料の算定期間とした。

(3) 平均改定率

財源不足を招くことのない健全な経営を維持するとともに、適正な運転資金に必要な使用料収入を確保するため、今後の収支予測に基づき算定することが適当であると判断し、使用料算定期間の経費回収率は平均で100%、平均改定率を13.5%とすることが適当であると判断した。

(4) 使用料体系

四国中央市の一般汚水の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料を組み合わせた二部使用料制を採用しており、基本水量10 m³/月までを基本使用料として徴収している。

基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制は、経営の安定性の確保に有効とされているため、今後も現行通り二部使用料制を採用する方法は、有効であると判断した。

基本使用料は、発生する費用に対して排水量に関わらず賦課するものとされており、うち 9 割が施設維持にかかる固定費に充てられている。この費用全てを基本使用料で賄おうとした場合、下水道事業経営の安定性は向上するものの、少量使用者の負担が相対的に高くなることから、従前より行われている固定費の一部を従量使用料に転嫁する料金体系を踏襲、改定することで、すべての使用者が、ほぼ均等な割合での負担となると判断した。

また、従量使用料については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用している。水量区分のうち、一月あたり 101 m³以上の大口使用者の割合は 0.9%で、全体排水量の約 14.5%を占めていることから、大口使用者の減少による経営への影響を鑑みて、今回は最高従量単価の累進度については抑制することが適当であると判断した。

湯屋汚水については、物価統制令による入浴料金が制限されている公衆浴場であるため、今回は料金改定を行わないことが適当であると判断した。

現行及び改定後の使用料体系

1 月あたり 消費税込

料金区分	料金区分	水量区分	現行	改定後	改定率
一般汚水	基本使用料	10 m ³	1,069 円	1,210 円	13.19%
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～20 m ³	147 円	168 円	14.29%
		21 m ³ ～30 m ³	168 円	191 円	13.69%
		31 m ³ ～50 m ³	178 円	203 円	14.04%
		51 m ³ ～100 m ³	220 円	242 円	10.00%
		101 m ³ ～	231 円	253 円	9.52%
湯屋汚水	1 m ³ につき		31 円	31 円	—

(5) 資産維持費

資産維持費については、現行の使用料で汚水処理に必要な経費を賄っておらず、使用料対象経費に資産維持費を上乗せした場合、大幅な改定となること、また、具体的な算定方法等は明示されていないことから、今回の改定にあたっては、使用料対象経費に資産維持費を対象外とすることはやむを得ないと判断した。

3. 附帯意見

- (1) 使用料の見直しについては、5年程度を基本として定期的な検討を実施されたい。
- (2) 使用料改定の実施にあたっては、下水道事業の概要、経営状況や改定内容等について、市民に対して効果的な広報、周知を図られたい。
- (3) 著しく低調な有収率の改善などによる経費削減や、下水道への接続促進による水洗化率の向上及び、下水道資源の有効活用の取り組み等による収入の確保を図り、健全で安定的な事業運営に努められたい。

4. おわりに

本審議会において審議を重ねた結果を、答申として取りまとめた。

下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくためには、適正かつ計画的に下水道施設の整備・維持管理や今後の更新への対応を進めていく必要がある。事業の効率化等、経営基盤強化のための取り組みをより一層推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが必要であり、今回の答申は、下水道事業の基盤となる財源の強化の方向性を示したものである。

この答申で示した「下水道使用料のあり方について」が、四国中央市下水道事業の今後の健全な経営の維持に寄与し、安定した下水道サービスが次世代に引き継ぐことができるよう希望する。